

江戸時代出版法の布達範囲
—熊本藩史料・岡山藩史料・加賀藩史料を通して
含『庶物類纂』編纂関係令・享保八年大坂触一一九二人形規制令—

Did the Tokugawa Shogunate Inform the Feudal Domains
of the Publishing Laws ?

山 本 秀 樹
YAMAMOTO, Hideki

岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要
第49号 2020年3月 抜刷
Journal of Humanities and Social Sciences
Okayama University Vol.49 2020

江戸時代出版法の布達範囲―熊本藩史料・岡山藩史料・加賀藩史料を通して

含『庶物類纂』編纂関係令・享保八年大坂触一一九二人形規制令―

山本 秀樹

これまで、ただ何となく幕府出版法はすべて全国に共通するものと思いついてきたフシのある江戸時代の出版法に関して、ともかくも江戸時代の三都（江戸・京都・大阪）における出版法令の異同――その異の多さと同の少なさ――について明らかにした拙著『江戸時代三都出版法大概』（岡山大学文学部、平成二十二年）によって、同時にその後不明となった問題は当然、江戸時代その他の地域、都市において出版法はどうなっていたのか、ということである。

武家諸法度によって万事幕府統治に習うことになっていたとは言え、それぞれの藩域の統治は、藩主にその主権があつた統治体制――すなわち幕藩体制のもとにおいて、江戸・京都・大阪それぞれに所轄上位者（老中・京都所司代・大阪城代）の承認を得ているはずのものとは言え、第一義的には各都市町奉行が発行した形を取っている出版法令を幕府はどのように処遇するのか、あるいは、幕府が出版物に関して各藩に法令通達を行うことがあるのかどうか。それはそのまま、江戸幕府の出版物に対する社会的価値観を示す行為でもあるから、我々としては関心を持たずにいるわけにはいかない。

とは言え、即座に江戸時代の日本全土の法令について検知し得るか

とすると、そんなわけにもいかない。本稿において当面日本史研究的方法をもって一毛から九牛を推知する手段を取る所以である。

研究考察の焦点こそまったく異なるが、その博大な江戸時代法制史料の閲覧と厳密な法制史的考察によって私の最も範と仰ぐところは服藤弘司氏の「御触書集成目録」解題（石井良助・服藤弘司編『御触書集成目録』解題、岩波書店、平成十四年）である。そして、その使用史料を示した巻末の史料一覧「参考資料」中には明らかに幕府から藩に対して発せられた法令を集めたとおぼしきタイトルがある。それが本稿において観察の対象とする熊本藩の『家康公御代御制禁』『秀忠公御代御制禁』『家光公御代御制禁』『家綱公御代御制禁』『綱吉公御代御制禁』『家継公御代御制禁』『吉宗公御代御制禁』『公義御触（書）書抜』であり、加賀藩の『公義御触』である。

さらにまた、私の所属する岡山大学の附属図書館が所蔵する池田家文庫には所蔵文庫の性格とタイトルからして明らかに岡山藩で作成された幕府法令の記録である『東御法令』が所蔵される。この史料が池田家文庫中に見出されたことから推察するに、今日他の藩政史料中にもこの類が残っている可能性はあるが、本稿において対象とするの

は、以上の熊本藩・加賀藩・岡山藩の史料である。

本稿では、これらの史料を点検してみたところ、出版法らしい出版法は発見できなかったということとその意味の考察が主眼となる。それならこれから先を読む必要はないという方もおられるであろうから、結論と調査結果とを先に示しておけば、結論は、江戸幕府は自己が発した出版法を藩域に伝えることはなく、この方面においても幕府は問題が起こつてからその対策を講じるといふ方針で臨んだであろうことが推察されるということである。

そして、本稿で扱う史料に見出された書物関連幕法は以下の通りである（一）内は岩波書店版『御触書寛保集成』『御触書宝暦集成』における法令番号。一は史料の収録年代外）。

	熊本	岡山	加賀
天和二年高札（四八）（二二） 新作不確かな書物取扱いの禁	○	○	×
元禄二年（二八三八） 灸針の例による異説珍しき儀の申し触らしの禁	○	○	×
享保八年（二五八二） 心中絵草紙・歌舞伎の禁	-	○	×
享保十五年（二〇三三） 『普救類方』広告	-	○	×
享保十五年（二〇二四） 『東医宝鑑』広告	-	○	×
享保十九年（二〇二五） 丹羽正伯『庶物類纂』編纂協力令	-	×	○

延享二年（一三五七） 日本の記録日記目録提出令	宝暦四年（一三五九） 改暦周知
-	-
○	○
×	×

このうち享保八年の相対死処罰令に付属する心中絵草紙の禁はまぎれもなく出版法であるが、この法令送達の主意は相対死処罰を伝えることにあつただろうことを述べる。

一

以下、熊本藩・岡山藩・加賀藩の順に結論にまでいたる史料の点検結果について記述する。この順はそれぞれの史料の内容——法令の収録範囲・編集方式——を考えたときに、それぞれ手の加わり方が少ないと考えられる順に並べたものである。

すなわち、熊本藩の史料は、その収録法令内容から考えて、おそらく藩が受けとつたすべての法令を、受けとつた順に記録している史料と、そこから法令的なものを抽出して（逆に言えば以後に法的効力を持たないものを削除して）記録した史料と思われる。

岡山藩の史料は、その収録法令内容から考えて、後々まで法的効力を発するものだけを選択して、受けとつた年次順に記録した史料である。

加賀藩の史料は、その収録法令内容から考えて、何らかの基準によって法令を選択して、分類して記録した史料である。

それぞれがそのような収録法令内容であるという判断は、右のすべての史料を見たときに、それぞれにどのような性質の法令が共通し、どのような性質の法令がないか、という比較認識によって推察されるものである。

まずは熊本藩の史料について述べる。⁽¹⁾

熊本藩の史料『家康公御代御制禁』『秀忠公御代御制禁』『家光公御代御制禁』『家綱公御代御制禁』『綱吉公御代御制禁』『家継公御代御制禁』『吉宗公御代御制禁』⁽²⁾⁽³⁾(熊本大学附属図書館寄託永青文庫所蔵)

——以下総称を「歴代御制禁」と仮称する——は徳川将軍代々の法令を年次順に収録するが、一見して他の藩の幕府法令史料にない、幕府行事に藩の石高に応じてどのように参加せよといった類の通達をふくんでいる。それはつまり『憲教類典』の「御誕生之部」や「御法事之部」に収録されるような部類のものである。(ただし、初期の家康・秀忠等に関しては全体に収録法令数も少なく、そのような類は見えない。以後とは史料としての性格が異なるように思われる。)

このような通達は、当然後々までの法的効力を持たない(そのような行事が再度行われる場合、幕府から再度、同様の通達指令がなされることになる)。これを記録して残しておくことは次代の藩主・藩の参考になるかも知れないが、法制度として藩域にこれを適応するといったことを考慮する必要のない通達である。熊本藩の史料はこのような通達までもふくめて、受け取る側の藩では幕府の「制禁」として認識したということを教えてくれて、むしろ興味深く、『憲教類典』

等が「御誕生之部」「御法事之部」等を法令らしい法令に先んじて収録する意味を確かめさせてくれるだろう。彼らにとつては、直接上に関わることという意味で極めて重要な上からの命令であった。

また、それ以上に、今回、もし熊本藩の史料がこのような通達の類まで捨てない史料でなかったならば、このような通達が当然今回検討の対象とする他の藩に対してもなされているはずであること自体、見落としていたかもしれないことを考えると貴重である。

しかしながら、これらの中に、『綱吉公御代御制禁』天和二年五月高札の一条(次節①参照)以外に出版関係法は見出されない。特に幕府直轄地であり、出版先進地である三都ですら、享保六年閏七月発令の呉服、諸道具、書類類はもちろん諸商売物菓子類におよぶまでの新規商品停止令(『御触書寛保集成』二〇九四、以下『寛保』と略称)と享保七年十一月江戸発令、享保八年四月京都、同年三月大阪発令の書物流通五ヶ条目(『寛保』二〇二〇)が江戸時代初の三都共通出版法で、それ以前は各都市個別の法令しかなかったことを思うとき、それ以前に藩域に対して出版法を通達しなかった可能性は高いと言つていいように思われるが、残念ながら、将軍代々の法令を収録してきたこの熊本藩における幕府法令記録整備作業は将軍吉宗の享保八年三月令の記録を最後に途絶し、『吉宗公御代御制禁』は二十丁余を白紙のまま残して途中で放棄されている。幕府儀礼時通達をもふくむこの『歴代御制禁』の法令収録逐次性を重視する限り、熊本藩における出版法令受取の確認は最も肝心の年月の史料を欠失しているとも言えるが、

しかし、享保六年閏七月の呉服、諸道具、書物類はもちろん諸商売物菓子類におよぶまでの新規商品停止令がここに見えないことは重視してよいであろう。なんとすれば、この新規商品停止令はまったく享保七年十一月から翌年四月にかけての書物流通条件五ヶ条目発令の前提だったからである。⁴⁾ 書物流通条件五ヶ条目のみを送るということが絶対ないとは言いえないだろうが、新規出版停止令が送達されていない以上、新たな出版条件の設定とそれの仲間による監視を命じた書物流通条件五ヶ条目も送達されなかった可能性は高いと言っているだろう。

なお、右の新規商品停止令に先立つ質素節約関連の享保六年四月の菖蒲甲立物鉢しころ鍵長刀人形に関わる装飾制限の当年猶予追加令(『寛保』二〇八七)は同年同月(日付欠)に大目付から廻状で知らされている。また、同年十二月の破魔弓羽子板雛同諸道具人形に関する制限令(『寛保』二〇九八)も同年同月三日、大目付からの廻状で知らされている。これらは献上品にも用いるべからずとする指示をふくんでおり、大名諸家にも通達されなければならない必要性は明白である。どうやらこれらの法令と先の新規商品の停止及び書物流通条件の設定は関係地域、関係階層・対象階層の異なる法令であった。

さて、『歴代御制禁』の編集は途中で放棄されたが、熊本藩では、それとは別に、その時限りの通達を排除し、以後も参照すべき幕府法令を抽出したとおぼしい『公義御触(書)書拔』を編集作成している。これもすべては残っておらず、何年から何年まで記録編集がなされた

ものか、全部で何冊あったものかも不明だが、現在その三、五、七の三冊の転写本が残っており、⁵⁾ それぞれ次のような年代・年数の法令を収録する。

『公義御触(書)書拔』

- 三 享保二年(一七二七) 〳寛延三年(一七五〇)・三十四年
- 五 明和六年(一七六九) 〳天明八年(一七八八)・二十年
- 七 寛政九年(一七九七) 〳文化元年(一八〇四)・八年

この史料がどのような基準で幕府法令を書き抜いたものかということもわからないので、幕府が送達したかどうかという断定はしかねるが、ここでも出版法は一令たりとも見えない。

おそらく実際に熊本藩における出版業が発生、発展し、幕府が関知するほどに問題視されるような事態が出来しない限りは、出版法が通達されることもなかったであろう。

当然『公義御触(書)書拔』においても享保六年四月『寛保』二〇八七令は収録されている。同年十二月の『寛保』二〇九八令は(私の記録では)見えないようであり、(これが私のミスでなければ)『公義御触(書)書拔』の方では何らかの選別が行われたことになるが、意図して選別したと言えるかどうかもあるべき材料を今は持たない。意味な選別なのかどうかについて考えるべき材料を今は持たない。

なお、本節で述べた以外にも、熊本藩の史料には、書物に関する一時的通達的な触書が収録されているが、引用の都合もあり、マイクロフィルムのある岡山藩の史料について扱う次節で合わせて述べる。

本節では岡山大学附属図書館池田家文庫所蔵『東御法令』（三冊）を取り上げる。

インターネット岡山大学附属図書館ホームページ上の「池田家文庫」
「池田家文庫マイクロフィルム目録データベースシステム」に、作成者は留方とされている。その収録法令の年代は慶長十七年から宝暦四年までである。

田岡山藩主池田家に伝えられた藩政史料を蔵する池田家文庫に存するところからして、岡山藩に受け取られた幕府法令の集である本書は、ただし、幕府から報知されるその都度ごとに記録した一次記録でないことは、後述する藩法集『法例集』の「引用書目」に

宝永六より同八年正徳ト五月朔日改正徳二より同六年享保ト改享保二より同十七年迄『従公儀被仰渡御触留』

享保十八丑年より『江戸従公儀被仰出留帖』

明和五子年より『江戸従公儀被仰出留帖』

等のこれより逐次的な一次記録らしき記録名が見えており、本書の書名が見えないところから明らかであると思われる。

本書は分類体の『法例集』とちがって編年体であり、外見上は逐次の記録物に見えるが、本書もまた、『法例集』と同様、「事を処するの規格」（『法例集』凡例）を見るための二次的編纂法令集と思われる。その意味で、これに見える法令が、幕府から伝達されたすべての法令であるとは限らないことには注意しておかねばならない（前節参照）。

本書にも一義的に出版法と言える法令はふくまれていなかったと言える。しかしながら、書物に関する触書はふくまれている。以下には出版法の不在を取り巻く状況的なものを検討するために、それらの書物関係触書をすべて引用する。

しかしながら、本書中にふくまれる書物関係触もたった7令にすぎず、親藩名古屋藩で行う場合でも、当時の出版業の中心地京都の書肆との関わりなしに出版を行い得なかったほどに、事実上京都・大阪・江戸の三都市のみが出版の中心地であった江戸時代中期までにおいては、出版産業を持たない藩域に対して、出版に関する法令を知らせる必要性、必然性は存在しなかったであろうことが容易に察知できる。結局、地方藩からでは広く他地域に対して出版物の流通を行うことはできず、流通ターミナルたる京阪・江戸から他の人口集積地に対して送るという方向しかあり得なかったことであろう。

この間（宝暦四年まで）、私が江戸・京都・大阪の町触から書物関連の触を抜き出した「江戸時代三都本屋・出版物関係町触一覽」（山本秀樹研究代表者『江戸時代の三都（江戸・京都・大阪）出版法制の比較研究——平成16年度～平成19年度科学研究費補助金（基盤研究（C））研究成果報告書——』平成二十年）で数えてみれば、江戸で54令（ただし暦関係が多い）、京都で33令、大阪で32令が発せられていた。（以下、各法令の引用の前行に、見出し的に通し番号（○付き）と発令年と「池田家文庫 藩政史料 マイクロ版集成」（丸善雄松堂株式会社）マイクロフィルムにおけるコマ番号及び「寛保」法令番号を括

弧でくくって記してある。

①天和二年(1710)『寛保』(高札之部) 四八(二)

条々

(四条略)

一 新作之慥不成書物商売いたすへからさる事

(二条略)

右之条々可相守此旨若違犯之族於有之者可被処嚴科者也仍不知

如件

天和二年 五月日

奉行

(括弧内は山本注。以下同様)

①は、天和二年(一六八二)に出された、当時の全国法たる数少ない高札の一条。これは前節で扱った熊本藩においても当然『綱吉公御代御制禁』の中に記録されている。熊本藩では「天和二年五月廿八日於(老中)阿部豊後守殿宅御渡候御高札之案文之写」とされており、伝達月日と方法まで明らかである。また、村方の法令を集めた『井田衍義』廿一「県令条目」「御物庄屋十ヶ条」「○御高札之面堅相守可申事」七三三(『藩法集』七熊本藩、創文社、昭和四十一年)にも見える。高札は全国高札場に立てられ、庶民に対して周知されたという。触とちがつて、この後ほとんど新たに発せられることがなく、庶民の眼に触れるところに本条が立ち続けた。そして、その他の出版法が藩に送致されることがなかったとすれば、書籍商いに関する法令は、日本

全国規模では、これしかなかったことが察せられる。

そこでは、得体の知れない(喻えて言えば身元が知れないと言ってもいいだろう)新作書物を商売することを禁じている。

②元禄二年(1687)『寛保』二八三八)

口上覚

一 今度灸針之儀依異説申触候被遂御吟味候処駿州二有之候田口

是心と申者持伝候書物二相見江候所望仕候者有之候二付写し

遺候自作二仕たる義二候ハ、急度御仕置可被仰付候得共右之

わけ立候故当人御構無之候然レ共向後ケ様之珍敷義不申触様

二可申付候若無抛子細有之候ハ、其所之奉行役人江申断可任

差図候旨急度可被申触候以上

巳十月日

②は元禄二年(一六八九)、問題視された流説の根拠が「書物」として存在したことが判明したということの周知で、「書物」の語は出るが、「書物」自体を流通させた話ではない。⁶⁾

これも熊本藩でも『綱吉公御代御制禁』に「元禄二年十月十日(大目付)藤堂伊予守殿二而御渡候御書附之写」が記録されている。『井田衍義』廿一「県令条目」「御物庄屋十ヶ条」「○灸針之儀御書附之趣相守可申事」七五九にも見える。

③享保八年(1724)『寛保』二五八二)

左之両通卯十月七日(家老)伊木内記之相渡御上より就

被仰出埒二而者無之候小仕置(岡山藩の職制で、仕置(家

老職三人を助けて政務にあずかる⁽⁷⁾中より被相移埒之由

(奏者番兼寺社奉行) 土井伊予守殿御用人矢野五郎右衛門江別紙之通相尋申候処此被 仰出ハ元大坂ニ而此品多在之候ニ付段々御詮議御座候下州ニ至ては眉目之様ニ存狂言読買等⁽⁸⁾ニ仕候而取はやし申候何とぞ相止候様ニと御吟味御座候而取捨と申罪科罷成候依之別紙之通被 仰出候然共或ハ兩人を取分ケ自滅之様ニ申成寺院江頼葬等仕候類間ニハ有之旨相聞逐而又被 仰出有之詭ケ間敷事固不罷成埒急度寺院江被 仰付候右御書付之内末々ニケ条者追而被 仰出候趣之由御座候右書付見せ申候処被 仰出候御書付此通相違無御座候由申候右取捨と申候ハ或ハ⁽⁹⁾斬罪人其所ニ而埋メ申候類ニ而寺内等ニ埋メ申候事も不罷成候由右之類不義申合候而之死人罪重候付取捨と申儀其罪科ニ而御座候斬罪獄門等被 仰付候同事ニ御座候寺院葬不申連代々之旦那二候へ者葬可仕義など、親族より憤申候儀ハ御法を背候埒ニ付貴賤とも兎角可申断品無御座候於御当地斬罪之中ニも死骸囉申断相立寺院江葬申候儀者間ニ罷成候右申合之死人ハ死骸取捨と申儀罪科ニ御立被成候故死骸囉候事も決而不罷成埒ニ候由申候

九月十五日 (番頭) 安東七郎大夫

覚〔寛保〕二五八二

一男女申合候而相果候者之儀自今ハ死骸取捨一方存命ニ候ハ、下

手人申付尤死骸弔候事停止可申付候且又双方共存命候ハ、三日さらし⁽³⁸⁵⁾候之上非人手下ニ可申付事

一惣而此類絵双紙并かふき狂言等ニ作ル事堅仕間敷候若相背候ハ、急度可申付事

右之通被 仰出候間町中江可触知者也

卯二月

覚

一男女申合相果候者之死骸ハ改取捨弔申間敷筈ニ先達而相触候右之類弔之儀頼来候ハ、旦那たりといふとも弔候義成かたき由断可申候

一寺社領并門前町屋等之者男女申合相果候者在之節ハ唯今迄之通

奉行所江相訴可受差図候

卯三月⁽³⁸⁶⁾

③は早くも享保八年(一七二三)のもので、將軍吉宗の改革統治下の著名な心中処罰令である。江戸・大阪で享保八年二月、京都では享保八年三月と享保九年七月に分けて発令され、三都それぞれに法文や発令方法が少しく異なっている。その事情については、『江戸時代三都出版法大概』で『撰要類集』等を用いて考察したところである。

しかしながら、この記録を見る限り、二月付けの法令が十月にもなつて岡山藩に伝えられているもので、しかもどうやら幕府が藩に対して正式に送ったものでもなく、この文面を見る限りその施行が幕府に求められていることをはっきり示す文言はふくまれないようである。

本稿においてはこの法令に関する考察材料は他藩に見出すことができず、その限りにおいてなんとも判断の付けようがないが、しかし本令は岡山藩法集の『法例集』にも収録されており(後述)、岡山藩内においても尊重され、刑法として処遇されたい。幕府からの本令の通達はこれ以前にもあり、その法的意図について情報を得ようとして「尋ね」、その情報を得た文面を尊重して、記録にとどめるのはこちらにしたという可能性が皆無ではないように思われるので、本稿においては本令の伝達に関する問題については未考にとどめる。

本史料には、わざわざ幕府奏者番兼寺社奉行の用人にその見解を尋ねて得たこの法令の意図についての極めて詳細な付帯情報が書き付けられていて、得がたい記述であると言える。元来直前に大阪で起きた心中の処罰をきっかけとして策定された法令であったことは『撰要類集』により明らかだが、ここではしかし、そうは言わず元々大阪で心中が多くあることが理由であるとしている。直接のひきがねとなつた一心中のみが法令策定の理由ではなく、その背景となるこれまでのつみかさねがあるというわけである。そして、歌舞伎狂言および読売等がそれをはやし立てておられる状況を何とかしたいという風に述べている。「死骸取捨」という措置の特殊性についても縷々注意点が述べられている。

これらの説明からうかがわれることは吉宗政権の本件に対する真剣さであり、直前の心中が主殺しという当時の秩序意識に関わる重大な性質をはらんでいたとは言え、吉宗政権が心中という事象をいかに深

刻に受け止めたかのあらわれととらえるべきであろう。

なお、本令寛保二五八二令第二条は紛れもなく出版法である。これに出版法でないという風に処理して、ここまで出版法はないと述べてきたことについては批判もあり得る。しかしながら、本節で取り扱った触書の中で本令だけが藩法として位置づけられた(後述)ことについては、まちがいはなく第一条の刑法としての性格がはずかたて力大きく、他の出版法がまったく藩に送られなかった可能性が高く、あるいは、現に藩法に取り入れられてはならず、(くりかえしになるが)本令のみが藩法として取り入れられたことを考慮に入れたとき、本令を出版法として扱うわけにはいかないように思われる。

④享保十五年(一七三〇)『寛保』二〇二三は町中宛の文面を採録)

望之者ハ相調候様御代官所并向寄給地方江可致通達旨被 仰渡候

二付則御書付写巻通進之候恐惶謹言

(代官) 竹田喜左衛門

二月廿八日

松平大炊頭殿(藩主池田継政)

御役人中

病薬を委細に認候普救類方と申書物十二冊今度板行被 仰付候代

銀は忒部二付九匁八分宛二書物問屋并小売之者も同直段二売候筈

二候望之面々為可被調相達候事

二月

⑤享保十五年(一七三〇)『寛保』二〇二四は町中宛の文面を採録)

東医宝鑑と申医書廿五冊先年板行被 仰付候此度直段引下ケ上本
巻部二而七拾八匁次本六拾匁ニ売渡候筈ニ候間、望之面々為可被
相調相達候事

四月

④⑤はまた、ともに吉宗治世下の享保十五年（一七三〇）、幕令出版医書『普救類方』と『東医宝鑑』に関する周知令である。それぞれ三都で④享保十五年二月十五日前後、⑤同年三月末（江戸）、四月十日前後（京・大阪）に出ており、総じて町方への触の方が早かったようである。なお、文面にさしたるちがいはない。

⑥延享二年（1785）『御触書宝曆集成』一三五七

三月

一 左之通御触有之

家々ニ所持候日本之記録日記類之書籍外題并冊数目録^{（下）}ニ到し
当十月中迄ニ（大目付）石河土佐守（目付）横田十郎兵衛内
江可差出候尤在所之寺社等ニも候ハ、是又吟味候而可被書出
候

三月

⑥延享二年（一七四五）触は法令と言うよりは命令で、史料図書のみ録を作成させている。吉宗政権は日本国中に存在するすべての記録・日記の存在を把握するつもりであったらしい。少なくとも江戸本屋仲間に対してはすでに書籍総目録を享保七年に作成させ、差し出させていた（『江戸時代三都出版法大概』二二五ページ）。諸家の所伝蔵

書が目的の本令の町触は行われていない。

⑦宝曆四年（1777）『御触書宝曆集成』一三五九

十一月

一 左之通御触有之

大目付江

貞享改曆以後是迄貞享曆相用候処違有之付測量被 仰付今
度於京都改曆 宣下曆号定陳儀被遂行新曆号宝曆^甲戊曆と
被相定候依之来亥曆より新曆頒行之事ニ候

戊十一月

右之趣可被相触候

⑦宝曆四年（一七五四）触は、改曆の周知で、正確には書籍化されたものではないが、これが印刷されて「頒行」されるものなので一応拾った。改曆のことは当然、三都でも同年同月十一月に町触されている。もともと、曆自体は書肆の扱う商品ではないので、その点でもこの触は書籍の流通という点からは縁遠いが、状況を示すためである。

そして、これら以外にここに記述しておかなければならないのは、熊本藩と同様、質素儉約関連の享保六年四月の菖蒲甲立物鉢しころ鏡長刀人形に関わる裝飾制限の当年猶予追加令（『寛保』二〇八七）が収録されているが小異があるということ、熊本藩で記録されていた同年十二月の破魔弓羽子板雛同諸道具人形に関する制限令（『寛保』二〇九八）の第五条（実際にはその初発令である職人達に宛てた同年

七月〔寛保〕二〇九三の第五条だが、同じことである）の人形に
関わる条項のみの念押しをした享保八年九月の江戸発令大阪町触〔寛
保〕不採用、『大阪市史』第三、触一一九二が収録されているとい
う複雑さである。

だが、藩法集『法例集』には熊本藩と同じく、享保六年四月令と同
年十二月令が収録されている（卷之七第四十四「乗輿 器財」一〇五
〇、一〇五一）。どうも『東御法令』と『法例集』は記録史料の選択
に関して伝達系統か選択基準のちがいを持つ史料らしい。幕令の藩へ
の伝達というものが、単一の経路あるいは単一の機会だけで記録され
る単純なものではないことだけは確かである。だが、記録された結果
だけを見れば法令自体にちがいはあっても記録された内容は大同であ
ると言え、法令の種類、記録された内容は類同である。

そしてさらに言えば、所詮同じ法令の全体と部分の関係にすぎない
『法例集』所収破魔弓羽子板雛同諸道具人形に関する享保六年十二
月令〔寛保〕二〇九八と『東御法令』所収人形のみに関わる享保八
年九月大阪町触一一九二であるが、どちらも岡山藩『市政提要』（嘉
永六年・一八五三序）に収録されており、どちらも岡山で町触されて
いる（昭和四十八年福武書店版『市政提要』上、二上「儉約女衣類法
度之事」一九、二一。それぞれ享保六年十二月十八日岡山町触、享保
八年十月三日岡山町触）。

さて、『東御法令』では『寛保』二〇八七令については日付が加わっ
ており奥書もちがっている。

丑四月九日

右之通町触出申候得共最早前々之通何（〇〇）も仕入出来仕候間
当年ハ前々之通御免被下候様二人形屋共御訴訟申上願之通被仰付
この日付は『江戸町触集成』の江戸町触の日付と一致する。京都・
大阪での触は六月五日まで遅れる。『京都町触集成』によると、江戸
から送られてきた触書の日付は四月二十日である。奥書は、その後
に出た『寛保』二〇八八令の趣旨を要約して書いたものと見える。総じ
てこの法令は江戸町触に由来するものと見える。これも『市政提要』
三十一「五月菖蒲甲之事」に収録されているが（昭和四十九年福武書店
版下六）、この場合は『東御法令』の方に省略があるらしく、奥書は
この後「右之趣町中え不残可触知者也」と続き、さらに『市政提要』
ではその後ありがたいことにこの法令の伝達情報が残されている。

『市政提要』では改行して、

此書付（老中）井上河内守殿御渡被成候間、写指越し候。廻状順達
留りより今晚及夜陰候ハ、明日（大目付）横田備中守宅へ可相返
候。以上

丑四月晦日

右はケ条之内抜書（この行朱筆）
とある。

一方、『東御法令』の享保八年九月令には前書きがある。この享保
八年九月二十三日大阪町触一一九二は『大阪市史』第三では^闕の記
号が付いており、法文が知られていない触なので、全文を引用してお

く。

生駒喜左衛門より小仕置中江来大坂三郷町中江従江戸被

仰出御触之写

覚

子共翫ひにいたし候人形八寸より（合仮名）上仕出し不申金入
并純子繻子繻珍金糸縫入之衣裳金銀之彩色等弥以無用ニいたし
都而結構ニ仕出し申問敷候惣而翫ひニいたし候作物之類も(888)
同様之事ニ候旨去々丑七月ニ相触候処三月雛之節之人形作物ニ
限り候様ニ存違候者も在之様ニ相聞へ候平生翫ひニいたし候物ニ
右同前之事ニ候間たとひ御用之品たりといふとも右之通可相心
得候若御定之外結構ニ詔候者有之候ハ、其段奉行所江可訴出候
若相背結構ニ仕出シ候歟隱置致商売候ハ、其組合之月行司ハ勿
論一組合之者共迄可為曲事者也

卯七月

右之通今度従江戸被 仰下候間三郷町中可触知者也

安房

享保八年卯九月廿三日 飛驒

三郷惣年寄中

さて、すでに随時参照してきたように岡山藩には分類体藩法集『法

例集』があり、これに藩法とされた幕令が見えている。

その収録年代は寛永十六年（一六三九）頃から文政七年（一八二四）頃までである（『法例集解題』『藩法集』1 岡山藩上、創文社、昭和三十四年。本稿では少補のある昭和四十九年第二刷を参照）。

先の『東御法令』がすべての幕令を記録したものでないことが明らかである以上、（また、『東御法令』は宝暦四年までしか収録しないことでもあるし）こちらをも確認することが先の結果の点検作業になる。しかし、出版（物）について見出し得た法令は先の①と③のみであった。分類体であるから他に紛れ込んでいる法令がまったくないとは断言しかねるが、『法例集』がその凡例に「寛永以後の法令又は事を処するの規格ともなるべきを記録雑書の中より拔出し」とうたつた書物であることもこの結果には関連していよう（傍点山本）。出版書籍情報を報せたり、本を探したり、改暦を報せたり、といった触が、法令や事を処するべき規格となるものとは到底言えないだろうからである。『法例集』の部類にはそもそも書肆に類するものがなく、先に『東御法令』の収録法令から推測した藩域における出版業の未熟を裏書きするようである。

しかるに第四十九として「工商」なる部立てがあり、その中に先の①天和二年高札の一条が他の条々と共に収録される（『法例集』の法令番号一二〇七）。その出典は「御郡会所張付有之書付之写」とされる。さすがに高札の条々だけあって、会所にも張り出されていたらしい。

また、同文は同じく「工商」部の正徳元卯五月条（一二二七）にも

あり、これは同年に高札の立替が行われた際の文書が記録されたものと思われる(正徳元年立替条文の記録は三都でも残されている。前掲拙稿「江戸時代三都本屋・出版物関係町触一覽」(同「江戸時代の三都(江戸・京都・大阪)出版法制の比較研究——平成16年度～平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(C))研究成果報告書——」平成二十年)参照)。出典は『從江戸之御制札写 大坂』である。

書物に関する法令をふくんでいそうな部立てはこれに尽き、そこにふくまれる書物関連法も以上に尽きる。

③は、第五十二「煩死」の部に収められている。本令が第一義的には出版法とは言えず、刑法に類するものであることを証している。

同部の享保八卯二月条(一四〇一)に③のうちの最後の条を除く三ヶ条が一連のものとして載せられている。出典は宝永六より同八年正徳ト五月朔日改正徳二より同六年享保ト改享保二より同十七年迄『從公儀被仰渡御触留』享保十八丑年より『江戸從公儀被仰出留帖』明和五子年より『江戸從公儀被仰出留帖』(三冊)である。この三ヶ条一連の状態の法令は三都では見出されず、『東御法令』とも異なっているわけだから、これが享保八年二月付で記録されることは不審としか言いようがない。今はこれらの異同について考察を付けられるような材料を持たないが、あるいは『東御法令』が載せる書付から岡山藩において合成されたものかもしれない。

以上が、規範たる法令の収集という『法例集』の編纂方針からして、文政七年頃にいたるまでの江戸時代の岡山藩域を覆っていた書物法の

全貌とでも言うべきもので、全国共通の高札書物取引法①以外には心中処罰に付随して到来した③のみがあっただけであった。

この状態はそれ以後明治まで続いたと考えられ、『法例集』の補遺である『法例集拾遺』はもちろんのこと、『法例集』の続編であり、文政七年以降明治四年におよぶ『法例集後編』にも出版・書物に関する法令を見出すことはできない。⁸⁾

三

加賀藩の史料を伝える金沢市図書館近世史料館加越能文庫に蔵される『公義御触』もまた、所蔵文庫の性格と史料のタイトルが意味するところと所収法令内容から見て幕府が加賀藩に伝えた法令の集成である。

四冊、全三二一・五丁。

部類分けの幕府法令集である。所収法令はおおよそ元禄から文政・天保におよぶが、文政年間の法令が二令、天保年間の法令は一令しか取れず、おおむね寛政年間までの中期の法令がその中心を構成するようである。特に法令が元禄からしかないと、この法令集が網羅的な記録でないことを示していると思われる。撤回された法令として著名な生類憐れみの令などはまったく取めていないようであり、江戸時代後期において規範視された幕法像を体現する法令集であることが期待される。

本集に見られる書物関連の触は、『庶物類纂』に関わるもののみ

ようである（第四冊「類纂」）。

『庶物類纂』は直接加賀藩に関わる書物だったので、加賀藩に対してのみ出された達や報償の目録類もふくまれている。（次の引用では、仮に通し番号を付け、丁の境目に括弧でくくった丁数（算用数字）と表裏（オ・ウ）を示した。）

①享保十九年三月廿一日御用番松平左近将丞殿へ 卷目之上
聞番御招井上三太夫御渡御書付 松平加賀守家来江

此度丹羽正伯庶物類纂編集候付加賀守方ニ御有之候献上残之庶物類纂下書并右之反古昏迄正伯申達次第見セ可申候且又加賀守家来
稲新助内山覚仲右書物之義存知有之候ニ付手伝為致候由正伯申候
間正伯申談候様可致候此段加賀守方江可被申遣候

三月（45ウ）

② 大目付江

此度丹羽正伯書物編集候儀ニ付諸国之産物俗名并其形其国々江承
合申儀も可有之候間正伯相尋候ハ、申聞候様御料は御代官私領は
其領主且地頭并寺社領は其支配頭々より可被申渡候以上

寅三月廿三日 享保十九年 松平左近将丞殿御渡
御廻文

右之趣向々江可被相触候（「寛保」二〇二五）

③享保二十年十二月十一日 卷目之上
松平加賀守家来江

御書御用ニ付松平加賀守所持之書物之内府志（46オ）県志之類并
地理之書類書之内見合申度書物有之候由依之右類之書物目録丹羽
正伯方江一応見セ候而右之内も正伯方より直ニ申遣候書物ハ正伯

江見セ候様ニ可致候

右本多中務大輔殿役人中より聞番罷出候様申来大屋伝右衛門江御役人矢倉太郎兵衛相渡之

④元文三年七月朔日

銀三十拾枚

折目上
松平加賀守家来江
内山覚仲

庶物類纂編集丹羽正伯ニ 仰付候処加州より罷越^情情出し手伝候
付為御褒美被下之（46ウ）

銀拾枚

同人家来
稲徳一郎

庶物類纂編集丹羽正伯ニ 仰付候処右類纂前編三百六拾二卷ハ
於加州先年出来之砌献上有之候右之書は其方祖父若水編集ニ相
掛り候事故去寅年正伯ニ編集被 仰付候節より亡父新助義手伝
相勤候処去巳年相果候今般後編之書置候三拾八卷出来立候付其
方江白銀被下之（47ウ）

なお、右の稲徳一郎への褒美銀目録文には朱書きの傍記によって寺社奉行への白銀二十枚の目録文をも記してある。本来全文が稲徳一郎の目録の後にあるべきものと思われるし、朱刷りにせず、振り仮名の位置に示すと本文と錯綜し、見にくくなるので、分離して以下に示す（〳で挟まれた（ ）内は連続して読まれるべき本文を補ったものである）。

（「銀拾枚」の下に）寺社奉行江／白銀二十枚／御目録

〳庶物類纂編集丹羽正伯ニ 仰付候処右類纂前編三百六拾二卷

ハ〳先年於此表祖父若水指上候付御〳献上〳被成候右之通

先年若水相懸候事正伯は為手伝亡父新助義公義江被為召相勤有之
 処於彼地相果候今般後編出来御用相濟候旨二付右之通徳一郎江被
 下之

以上の『庶物類纂』に関わる幕府通達は、②の『寛保』二〇二五令
 以外は特定の藩に対するものであり、日本史的、法制史的には、「触」
 (同レベルの下位者のグループの個々に行き渡るように発する方式)
 とは言えないが、幕府の発したものにちがいはなく、藩においてはこ
 のようなものも『公義御触』として処遇したのである。

さて、この際、問題はこの『寛保』二〇二五令が熊本藩の史料にも、
 岡山藩の史料にも収録されていなかったことである。「御料は御代官
 私領は其領主且地頭并寺社領は其支配頭々より可被申渡候」という伝
 達指示文は、全国に対して触れられる触書の典型的なものはずであ
 り、これが熊本藩でも岡山藩でも記録されていないことは不思議のよ
 うに思われるが、『普救類方』も『東医宝鑑』も収録しなかった『公
 義御触』がわざわざこれを記録したのは、自藩に関わりのある編纂物
 ということで後の報償との関わりもあり、藩の誉れ的な意識があった
 からであろう。『庶物類纂』という博物類書の編纂を始めさせたのは、
 もともと加賀藩主だったからである。これの完成が將軍吉宗の命で幕
 府医官に引き継がれて『寛保』二〇二五令が出されたのだが、これの
 威を借りてこの後、「承合」とか「尋」どころの話ではなく、実際に
 は各藩留守居役が丹羽正伯のもとに呼び出され、各藩産物名称録「産
 物帳」の大規模編集に動かされることになったその詳細については、

今日日本語史学者田籠博氏の手によって相当突き詰められている。熊
 本藩・岡山藩がこの全国令を記録していなかったのは、もはや事(編
 纂)が終わればこの法令が用済みであったからであろう。反面、岡山
 藩が記録にとどめていた『普救類方』と『東医宝鑑』について『公義
 御触』がとどめなかったのは、もちろんその編纂について自藩との関
 わりのあるものでもなく、後々まで効力を持つ法令的なものでもない
 せいであろう。

本書は天和(正徳立替)の高札文面(岡山藩『東御法令』の①)を
 記録しない。後で示すように「火附高札」の部立てはあるので、収録
 する高札にも選別が加えられている。

また、本書には「煩死」(岡山藩『法例集』)や、あるいは「御仕置
 筋の部」(『撰要類集』)や「公事訴訟并借金買掛等之部」(『寛保』)に
 当たるような部立てを見出すことができないので、岡山藩『東御法令』
 の③も見つけることはできない。もっとも、岡山藩にしても③の伝達
 を幕府が行ったと決め付けるわけにはいかない状態の記録であったの
 で、③がかならず加賀藩が取り入れるべきものとして伝えられたかと
 うかはまだ確実なことではない。¹⁰⁾

さらには、熊本藩でも岡山藩でも記録のあった五月の菖蒲等と子供
 の人形等に関する制限令(『寛保』二〇八七、二〇九八)もこちらの「儉
 約付衣服・振舞」の部には見えない。確かに材料規制は「儉約」ではな
 いかもしいないが、かと言って他にそれらしき部立ても見えず、『公
 義御触』はよほど法令を捨てて選別し、相当に主体的な編集態度によつ

て成立しているように思われる。

最後に参考のため本書の部立てを示しておく。

〔第一冊〕 儉約付衣服・振舞 行状 乗物 養子 縁組 供連 御成
往来

〔第二冊〕 出仕方 附御日柄参動到着・御成還御等御機嫌伺
・諸大名御暇後対客出事 献上方 寺社

方 鉄砲 火事 御屋敷 御鷹場

〔第三冊〕 金銀吹替通用等 附鉄真鍮座
・秤・枵 物価等商売方 酒造 唐船荷

等 唐船等漂着 前海鼠等縮 銅締

〔第四冊〕 博奕等 百姓強訴等取鎮 浪人百姓家へ立入

附百姓等へ
非人等法外仕節 火附高札 奉公人部屋子 陸尺不法 日光

家来偽かたり 御役人家来不法 科人追放 盲人渡世 葵御

紋附 大目付へ届品 辻番所 御老中へ用頼義相止

附奥向御役人且老中
等へ願事頼問鋪 諸大名留守居心得 百姓等帯刀 刀持御

式台 類纂 聖堂日講 多紀医学館 御目見以下松平御称号遠

慮 諸職人受領 堤川除等 公義御普請 新田開発 附諸国砂
糖製作

日光御社参人馬等嗜 積菜寄附物 御老中招請延引 子午人

高書出 家来給銀 元禄火事地震二付儉約等心得 御曲輪内

徘徊仕ル者 牛車等荷附往来 関所女手形 在方売女 百姓

子共生育 道中宿々不法ノ節取扱 町々地借店借縮 田舎角

力興行 在々神事等之節風儀

四

以上、熊本藩・岡山藩・加賀藩の幕府法令記録の検討を通じて言えることは次のようなことになろう。

比較的多くの出版法が居並ぶ三都の町触の中で見るより際立って理解されることは、高札の一条が持つ水際立った全国性である。それは全国高札場に立てられ、触とちがつて現実に全国に存在したものであるが、事実上、江戸時代の前・中期において——あるいは岡山藩の藩法集を信ずる限り、後期・幕末にいたるまでも——出版法は藩域には伝えられず、存在したのは高札上的一条、商取引法規としての偽書取扱い禁止条項のみであった。

いまだ出版業が、京都・大阪と江戸という物資・人間の集散ターミナルにおいてしか充分に発現し得ない幕藩体制下において、全国的に必要とされた法規は、出版法ではなく、書籍流通取引法だったというわけである。

このように、江戸に比較すれば江戸時代の政治的周縁と言える藩域に注目して出版法を觀察してみる意義は、やはり政治的中心地のみ注目していたのでは充分にその存在意義を意識することのできない法の性格が見えてくることにある。

とは言え、本稿で確認し得た史料は六部にすぎず、地域的にも三つの地域を瞥見したにすぎない。それでもおそらくは、江戸時代の他藩においてもその法的状態にさほどの大きな相違が存するとは思われず、一定の認識は獲得し得たものと思われる。ただし、各地地方出版

研究進展の一環として、各地地方出版の前提となっていたはずの、各地における法令史料が、——各地における伝存史料的制約のもとでということになるほかないが、——今後、それぞれに確認され、本稿の認識が検証され、また、各地地方出版隆盛の法環境的動因——つまりは野放し状態であったということ——が解明されていくことが望まれる。

〈注〉

(1) 本稿で使用する熊本大学附属図書館寄託永青文庫所蔵史料は全複写を許可しないタイプの文庫史料である。本稿における記述は閲覧時に取った限りの筆者の記録による。

(2) 多くの大学図書館に所蔵される古い目録永青文庫『細川家旧記・古文書分類目録』正篇(熊本大学法文学部、昭和四十四年)によると『歴代御制禁』はこれですべてだが、熊本大学附属図書館(他全国十大学図書館)で閲覧できる新しい目録『熊本大学寄託永青文庫資料総目録』(平成二十七年)には『家宣公御代御制禁』も掲載されていた。だからと言って資料を即座に閲覧できる性格の文庫ではないので、今のところこの報告は家宣時代をのぞいたものである。

(3) 類似の史料として永青文庫には『公義御制条扣』(五冊、ただし各冊間に年代の重複、不連続あり、宝永二年まで)もあるが、使用されている紙が分厚く固く、かつ一冊あたりの紙数が多く五センチメートルを越える厚さで、なおかつ綴じがきつく、開くと糸が切れる危

険性があったため、内容を検討できていない。

(4) 前掲『江戸時代三都出版法大概』二〇四～二四二ページ。別稿「町触されなかった寛政二年五月出版改革令」において再び記述し直す。

(5) 三、五、七は、各冊の現在の扉紙(おそらくは元の表紙を写したものの書名の下に記されており、この各数字の右傍に「本ノマ、」と墨書されている。すなわち本書の転写時に原本がすでに三、五、七の端本の状態であったことを知らせようとした処置である。

現在の表紙には題簽の書名下にそれぞれ天・地・人とあつて(ただし、現在「天」冊の表紙は破損しており、「天」は推定)、やはり本書が三冊一組で把握されていたことを示している。

現在この表紙には、さらにまた「甲」と墨書した札が貼られており、この札は同文庫中の『公義御制法之扣』一冊(収録年代元禄十二年・一六九九～宝永五年・一七〇八、十年)にも貼られているが、先の三冊が一組であったことは動かないので、「甲」の札を貼って四冊を一組としたのは、先の三冊転写時より後の処置ということになる。実際『公義御制法之扣』の元禄年間は城中でのことに關する通達の記録が多く、『公義御触(書)書拔』とは性質が共通しないようである。それ以前にこの二つは、そもそも書名がまったく異なるものである。

(6) 拙稿「元禄二年「異説」の搜索——『大坂御仕置御書出之写』によって新たに知られる実態の考察——」(『岡大國文論稿』四四、平成二十八年三月)でその搜索状況について若干考を進めたことがある。

(7) 『岡山県史』第六卷近世Ⅰ(岡山県、昭和五十九年)第三章「藩政の

確立」三「藩家臣団の機構」「岡山藩の職制と格制」節三四ページ。

(8) すでに適宜参照している幕末嘉永六年序『市政提要』では③も見いだせず、高札①だけになるようである(但し、『市政提要』の一「町人礼儀之事 付、右二類シ候諸触申渡」は欠冊)。

『市政提要』(嘉永六年・一八五三序)の収録法令を示し直しておく。

・①天和二年高札……二十七「御高札之写」五

・享保六年四月『寛保』二〇八七令……三十「五月菖蒲甲之事」六(ただし小異ある奥書まで『東御法令』と一致する。)

・同年十二月破魔弓羽子板雛同諸道具人形に関する『寛保』二〇九

八令……二上「儉約女衣類法度之事」一九

・享保八年九月右のうち人形のみに関する大阪触一一九二令……二

上同右二

以上。

(9) 田籠博「丹羽正伯の『庶物類纂』編集と「産物帳」」「島大言語文化

——島根大学法文学部紀要言語文化学科編——」三五(平成二十五年十月)、同「萩藩における産物帳の編纂過程」『島根大学法文学部

紀要』文学科編一六一―I(平成三年十二月)等。

(10) 加賀藩の史料が集成された『加賀藩史料』(第六編 自正徳四年／至

元文貳年、清文堂、昭和八年初版・昭和四十五年復刻版)にも見当

たらないようである。

〔付記〕 本稿は平成31年度／平成34年度科学研究費助成事業(学術研究助

成基金助成金(基盤研究(C)) 課題番号一九K〇〇三二二研究課題名

「日本近世出版法制と文学規制に関する研究」による成果の一部である。

